

# 株主各位

## 第71回定時株主総会招集ご通知 (交付書面に記載しない事項)

### 事業報告

新株予約権等の状況	: P 2
会計監査人の状況	: P 5
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	: P 6
剰余金の配当等の決定に関する方針	: P 9

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	: P 10
連結注記表	: P 12

### 計算書類

貸借対照表	: P 29
損益計算書	: P 30
株主資本等変動計算書	: P 31
個別注記表	: P 32

### 監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	: P 42
会計監査人の監査報告書謄本	: P 45
監査等委員会の監査報告書謄本	: P 48

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

**山喜株式会社**

電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本」「会計監査人の監査報告書謄本」「監査等委員会の監査報告書謄本」につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、株主の皆様に対して交付する書面への記載を省略しております。

# 事業報告

## 1. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2013年6月27日	2014年6月27日	2015年6月25日
新株予約権の数(個)	90個	84個	87個
保有人数	取締役(監査等委員でない) 2名	取締役(監査等委員でない) 2名	取締役(監査等委員でない) 2名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式9,000株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式8,400株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式8,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 15,400円	新株予約権1個当たり 21,500円	新株予約権1個当たり 21,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	自 2013年7月17日 至 2038年7月16日	自 2014年7月15日 至 2039年7月14日	自 2015年8月1日 至 2040年7月31日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 ②上記①は新株予約権を相続により承継した者については適用しない。	同左	同左

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2016年6月28日	2017年6月28日	2018年6月27日
新株予約権の数（個）	105個	88個	92個
保有人数	取締役（監査等委員でない） 2名	取締役（監査等委員でない） 2名	取締役（監査等委員でない） 2名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式12,400株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式10,200株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式10,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 17,400円	新株予約権1個当たり 23,400円	新株予約権1個当たり 22,400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	自 2016年7月21日 至 2041年7月20日	自 2017年8月1日 至 2042年7月31日	自 2018年7月24日 至 2043年7月23日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 ②上記①は新株予約権を相続により承継した者については適用しない。	同左	同左

	第8回新株予約権
決議年月日	2019年6月26日
新株予約権の数（個）	104個
保有人数	取締役（監査等委員でない） 2名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式14,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 17,900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	自 2019年7月23日 至 2044年7月22日
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p> <p>②上記①は新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p>

## 2. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	26百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、同業種で規模の類似する他社の支払う報酬額と比較し妥当であると判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議し、適宜これを改定しておりますが、監査等委員会設置会社への移行ならびに2015年5月1日付で施行された改正会社法を踏まえ、取締役会の監督機能の強化および子会社管理を含めた企業集団の業務の適正の確保の観点から、2015年6月25日開催の取締役会において、体制の見直しについて決議をしております。その概要は下記のとおりであります。

##### ① 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループのコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。

社内電子掲示板により定款等社内規程類を社員はだれでも容易に閲覧できる体制を構築しており、職務権限、決裁規程等の周知を図っている。また、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

当社は、コンプライアンスに関する相談・通報制度を設け、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、人事総務部長、監査等委員会または社外弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないことを定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

##### ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの環境・安全リスクを専管する組織として、人事総務部長をリスク管理担当とする「リスク管理委員会」を設置する。また、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたることとする。

なお、平時においては個別発生案件ごとに社長を長とする「対策委員会」を組織し、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体で対応することとする。

また、不良品やクレームの原因と対策を協議する「品質管理委員会」を定期的に開催し、迅速な生産へのフィードバックを実施している。

##### ③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。これとは別に月1回子会社担当役員を含む部門別の担当役員ヒアリングを行い、経営課題等についてより深い議論、検討を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。

営業状況について、毎週木曜日に開催する部長会議で報告され、計画数値からの乖離等を継続的に管理する。

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社および当社子会社は、法令・社内規程に基づき、取締役会他重要な会議の議事録や、取締役の職務の執行を記録する文書の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応している。

⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および連結業績に大きな影響を与える子会社の資金調達・管理、および経理業務を本社が一括して受託し、子会社経営の管理を行っている。

当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に親会社への承認・報告が必要な事項を定め、経営の管理指導を行う。また、その業務執行状況について、定期的に経営会議または取締役会において担当役員が報告を行う。

また、法令遵守体制やリスク管理体制については、当社とともに横断的に運用し、業務の適正を確保している。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用者と、その使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、業務監査室所属の職員に監査等委員会監査に関して必要な事項を指示することができ、業務監査室は、監査等委員会、会計監査人の監査にかかるサポートを行う。

なお、これ以外の補助すべき使用者を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応する。

当該職員の人事異動・人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。

監査等委員会より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）および所属長の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその業務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

また、監査等委員会が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者およびこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制およびその他監査等委員会への報告に関する体制

取締役は、取締役会において、隨時その担当する職務の執行の報告を行うものとする。当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等は、監査等委員会が、事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等は、法令等の違反行為等、当社および当社子会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。

業務監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社および当社子会社における内部監査の結果その他監査等委員会に対して報告を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内電子掲示板の定款等社内規程類について、規程の改訂等に伴い、隨時更新を行いました。

新入社員および他の社員に対して、コンプライアンスの研修を実施しました。

② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

品質会議は、各工場単位で毎日行い、品質状況や技術情報を共有し、品質改善、品質不良の防止を図りました。さらに、工場長会議を7回行い、情報の共有を行いました。

③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は定例の取締役会を16回、臨時取締役会を2回開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

経営会議は定例を含め15回開催され、取締役会で決定された経営方針に基づ

き、経営に関する重要な事項の具体的な執行方針を決定しました。その決定事項および業務の執行状況は、毎月開催される取締役会で報告されております。

また、子会社担当役員を含む部門別の担当役員・部長ヒアリングを月次開催し、経営成績のレビューと経営課題について議論、検討を行いました。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報について、法令・社内規程に基づき、適切に記録・保存を行いました。

- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の取締役等の職務の執行状況について、経営会議および取締役会において担当役員が報告を行いました。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用者と、その使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会の業務を補助する使用者として、業務監査室に配置している職員は、監査等委員会に出席し、監査等委員からの指示に基づき、内部監査報告や議事録の作成を行いました。

- ⑦ 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保に関する事項

当事業年度は監査等委員会を7回開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行いました。また、監査等委員は取締役会に出席するとともに、経営会議やグループ会社の重要な会議に常勤監査等委員が出席し、代表取締役、会計監査人ならびに業務監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しました。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけており経営基盤の安定に配慮しつつ、将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定的な配当を行う方針であります。

配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の剰余金配当に関しては、業績の向上に努めてまいりましたが、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案し、誠に不本意ではございますが無配とさせていただきました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から )  
 ( 2023年3月31日まで )

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日期首残高	3,355,227	2,193,031	△2,041,300	△158,086	3,348,871
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			468,649		468,649
土地再評価差額金の取崩			80,030		80,030
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	548,679	—	548,679
2023年3月31日期末残高	3,355,227	2,193,031	△1,492,621	△158,086	3,897,551

(単位 : 千円)

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定
2022年4月1日期首残高	8,777	16,594	185,741	21,563
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	12,149	△60,887	△80,030	△105,355
連結会計年度中の変動額合計	12,149	△60,887	△80,030	△105,355
2023年3月31日期末残高	20,926	△44,293	105,710	△83,791

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2022年4月1日期首残高	△3,312	229,364	14,530	3,897	3,596,664
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					468,649
土地再評価差額金の取崩					80,030
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△19,214	△253,338	—	△1,195	△254,533
連結会計年度中の変動額合計	△19,214	△253,338	—	△1,195	294,146
2023年3月31日期末残高	△22,526	△23,974	14,530	2,702	3,890,810

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社は、山喜ロジテック株式会社、山喜ソーアイング株式会社、香港山喜有限公司、タイ ヤマキ カンパニー リミテッド、ラオ ヤマキ カンパニー リミテッド、上海久満多服装商貿有限公司およびジョイリンク ピーティーイー リミテッドの7社であります。

なお、山喜ソーアイング株式会社は、2022年4月1日に高山CHOYAソーアイング株式会社より社名を変更しております。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度において、上海山喜服装有限公司の全株式を譲渡したことにより、同社および同社の子会社である盐城山喜服装有限公司を連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち香港山喜有限公司、タイ ヤマキ カンパニー リミテッド、ラオ ヤマキ カンパニー リミテッド、上海久満多服装商貿有限公司およびジョイリンク ピーティーイー リミテッドの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ取引により生ずる債権および債務

時価法

###### ③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品・原材料

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、賃貸用建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～7年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

###### ③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

### (4) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、シャツ、カジュアル製品等の製造及び販売を行っております。このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リバート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。また、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産・負債および収益・費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主に商品の輸入取引に係る為替の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用することとしており、3年を超える長期契約は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して為替変動が相殺されていることを確認することにより、有効性の評価を行っております。

⑤ その他

為替予約取引の契約は業務部の依頼に基づき、財経部が取引の実行および管理を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

退職給付に係る資産および負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### 1. 製品

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額    | 3,676,238千円 |
| (2) 識別した項目に係る重要な見積りの内容に関する情報 |             |

棚卸資産は主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で切放し法に基づき評価していますが、営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するように、一定の回転期間を超える場合には規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。標準的ライフサイクルから導いた回転月数指標および滞留在庫の帳簿価額の切り下げ率は、製品の需要動向の見積りの影響を受けますが、需要動向は経営者がコントロール不能な外部環境要因によって大きく変動し、将来の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,841,138千円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。	
2. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
定期預金	300,000千円
建物	387,186千円
土地	1,779,214千円
合計	2,466,401千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	1,864,228千円
1年内返済予定の長期借入金	142,645千円
長期借入金	766,501千円
合計	2,773,374千円
3. 受取手形割引高	84,803千円
4. 有形固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額を次のとおり取得価額から控除しております。	
建物及び構築物	29,862千円
5. 再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて時点修正等合理的な調整を行って算出しております。	
再評価を行った年月日	2001年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△75,794千円

## 6. 当座貸越契約および貸出コミットメント契約

当社は資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメント契約にかかる借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	1,700,000千円
<u>借入実行残高</u>	<u>1,500,000千円</u>
差引額	200,000千円

## 7. 財務制限条項

当社の短期借入金及び長期借入金のうち、次に記載する短期借入金及び長期借入金については、以下の財務制限条項が付されており、当該事項に抵触しております。

当連結会計年度末において、(1)シンジケートローン契約については、当該財務制限条項への抵触に関して期限の利益の喪失を回避するため、全ての該当金融機関に対し期限の利益喪失請求を行わないことを要請し同意を得ております。

### 当連結会計年度

(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)1,762,187千円のうち80,000千円のシンジケートローン契約

①連結の貸借対照表における純資産の部の金額が当該本・中間決算期の直前の決算期の末日または、2017年3月期の純資産の額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。

②連結の損益計算書における営業損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して営業損失とならないようにすること。

③連結の損益計算書における経常損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して経常損失とならないようにすること。

④単体の貸借対照表における純資産の部の金額が当該本・中間決算期の直前の決算期の末日または、2017年3月期の純資産の額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。

⑤単体の損益計算書における営業損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して営業損失とならないようにすること。

⑥単体の損益計算書における経常損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して経常損失とならないようにすること。

⑦本・中間決算期において、単体の貸借対照表における有利子負債の金額を65億円以下に維持すること。

- (2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)1,762,187千円のうち93,374千円のタームローン契約
- ①インタレストカバレッジレシオ ((営業利益+受取利息)/支払利息) が1以下。
  - ②最終の決算期及びその前の決算期において、損益計算書における当期利益が赤字とならない（3期連続も同様）。
  - ③貸借対照表において、債務超過にならない。
  - ④取引銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合。
- (3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)1,762,187千円のうち160,000千円のタームローン契約
- ①2023年3月期以降の各事業年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないこと。
  - ②2023年3月期以降の各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における棚卸資産回転期間を4.5ヶ月以下に維持すること。
- (4) 短期借入金3,750,611千円のうち200,000千円
- ①インタレストカバレッジレシオ ((営業利益+受取利息)/支払利息) が1以下。
  - ②最終の決算期及びその前の決算期において、損益計算書における当期利益が赤字とならない（3期連続も同様）。
  - ③貸借対照表において、債務超過にならない。
  - ④取引銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合。

### 連結損益計算書に関する注記

#### 1. 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価（棚卸資産評価損）

54,033千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数  
普通株式 14,950千株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類および株式数  
普通株式 781千株
3. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額  
該当事項はありません。
  - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。
4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数  
普通株式 73,700株

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	国内販売	製造	海外販売	合計		
売上高						
一時点で 移転される財 一定の期間にわたり 移転される財	9,949,886	1,100,655	253,391	11,303,932	—	11,303,932
顧客との契約から 生じる収益	—	—	—	—	—	—
その他の収益	93,090	441	—	93,531	—	93,531
外部顧客への 売上高	10,042,976	1,101,097	253,391	11,397,464	—	11,397,464
セグメント間の 内部売上高又は振替高	23,040	1,361,677	60,859	1,445,576	△1,445,576	—
計	10,066,016	2,462,774	314,250	12,843,041	△1,445,576	11,397,464

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,636,178
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,803,136
契約資産（期首残高）	83,000
契約資産（期末残高）	113,000
契約負債（期首残高）	320,972
契約負債（期末残高）	362,677

契約資産は、返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利として認識した資産である返品資産からなり、顧客から製品を回収した時点で製品に振り替えられます。

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高、ギフトカタログの発行時に契約に基づく履行に先立って受領した対価、並びに将来返品されると見込まれる製品の対価である返金負債からなります。

当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高及びギフトカタログの発行時に契約に基づく履行に先立って受領した対価は、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

将来返品されると見込まれる製品の対価である返金負債は、顧客から製品が返品された時点で、返金負債から返金金額を取り崩します。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は50百万円であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により、資金を調達しております。

受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。また、輸入取引にかかる外国為替の変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を利用しております。なお、デリバティブはデリバティブ管理規程に従い、取引予定額の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 (※3)	時価(※3)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	77,875	77,875	—
(2) 長期借入金 (※1)	(1,762,187)	(1,753,352)	8,834
(3) デリバティブ取引 (※2)	(44,293)	(44,293)	—

(※1)長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については、( )付きで示しております。

(※3)負債に計上されているものは、( )付きで示しております。

(※4)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額390千円）は、市場価格のない株式等のため、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

**レベル1の時価**：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

**レベル2の時価**：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

**レベル3の時価**：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	77,875	—	—	77,875
デリバティブ取引	—	(44,293)	—	(44,293)

#### ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(1,753,352)	—	(1,753,352)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部連結子会社では、賃貸用土地建物および遊休不動産を保有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,128,403	△265,833	862,569	1,089,368

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、個別物件について重要性が乏しいため、路線価や固定資産税評価額等の指標に基づいて算定した金額であります。

## 1株当たり情報に関する注記

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額          | 273円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益         | 33円08銭  |
| 3. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 32円91銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 企業結合等関係に関する注記

### 共通支配下の取引等

#### (連結子会社への事業譲渡)

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、当社の長崎工場および郡山工場に関する生産事業を当社100%連結子会社である高山CHOYAソーイング株式会社に事業譲渡することを決議し、事業譲渡契約を締結し、2022年4月1日に当該事業の譲渡を行っております。

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 高山CHOYAソーイング株式会社（当社の連結子会社）

事業の内容 生産事業

#### (2) 企業結合日

2022年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を事業譲渡会社、高山CHOYAソーイング株式会社を事業譲受会社とした事業譲渡

#### (4) 結合後企業の名称

山喜ソーイング株式会社に社名変更

#### (5) その他取引の概要に関する事項

国内4工場（長崎工場、郡山工場、鹿児島工場、信州工場）の生産事業を統合し、業務の効率化と生産体制の連携強化を目的としております。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### 事業分離

#### (連結範囲の変更を伴う子会社株式の譲渡)

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、当社が保有する当社の連結子会社である上海山喜服装有限公司の全株式を譲渡することを決議し、2023年2月28日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

## 1. 株式譲渡の概要

### (1) 株式譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 上海山喜服装有限公司  
事業内容 シャツの製造事業

### (2) 譲渡先企業の名称 上海源禾銘企業管理有限公司

### (3) 株式譲渡を行った主な理由

上海山喜服装有限公司は1995年設立以来、日本向けを中心に高品質なドレスシャツが生産できる工場として操業してまいりましたが、人件費高騰および従業員の高年齢化により、生産工場としての競争力の低下に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受注数の減少が重なったため、株式譲渡を行うに至りました。なお、2020年12月末に生産ラインを停止し、2021年9月末に上海山喜服装有限公司の生産管理業務を上海久満多（ジョイモント）服装商貿有限公司へ移管の手続きを完了しております。

### (4) 株式譲渡日 2023年3月31日

## 2. 実施した会計処理の概要

### (1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 361,997 千円

### (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 3,711 千円

固定資産 95,903 千円

その他投資 63,520 千円

資産合計 163,134 千円

流動負債 4,260 千円

負債合計 4,260 千円

### (3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号2013年9月13日）及び「企業結合会計基準 及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を、特別利益の「関係会社株式売却益」として計上しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,962,942	流動負債	5,953,444
現金及び預金	1,219,454	支 払 手 形	507,459
受取手形	15,371	買 掛 金	1,228,996
売掛金	1,616,142	短期借入金	2,918,996
契約資産	113,000	1年内返済予定の長期借入金	563,670
製品	3,658,358	リース債務	3,838
原材料	8,293	未 払 金	137,199
前払費用	72,049	未 払 費 用	62,081
関係会社短期貸付金	414,677	未 払 法 人 税 等	65,303
未収入金	628,089	契 約 負 債	362,677
その他の	217,716	預 り 金	42,953
貸倒引当金	△210	賞 与 引 当 金	12,000
		そ の 他	48,268
固定資産	3,729,928	固 定 負 債	1,167,745
有形固定資産	2,237,541	長 期 借 入 金	1,018,501
建物	606,737	再評価に係る繰延税金負債	121,522
構築物	3,767	そ の 他	27,722
機械装置	2,535	負 債 合 計	7,121,189
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	7,042	株 主 資 本	4,474,806
土地	1,615,715	資 本 金	3,355,227
リース資産	1,742	資 本 剰 余 金	2,193,031
無形固定資産	407,115	資 本 準 備 金	960,700
借地権	347,652	そ の 他 資本剰余金	1,232,331
ソフトウエア	25,827	利 益 剰 余 金	△915,366
リース資産	8,235	そ の 他 利益剰余金	△915,366
その他の	25,399	繰 越 利益剰余金	△915,366
投資その他の資産	1,085,272	自 己 株 式	△158,086
投資有価証券	78,265	評価・換算差額等	82,344
関係会社株式	3,813	そ の 他 有価証券評価差額金	20,926
関係会社出資金	16,758	繰 延 ヘッジ損益	△44,293
関係会社長期貸付金	1,264,493	土 地 再 評 価 差 額 金	105,710
その他の	69,375	新 株 予 約 権	14,530
貸倒引当金	△347,433	純 資 産 合 計	4,571,681
資 产 合 计	11,692,870	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,692,870

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,130,263
売 上 原 価	7,516,003
売 上 総 利 益	2,614,260
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,679,847
當 業 損 失	65,587
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	14,756
受 取 配 当 金	1,651
仕 入 割 引	15,744
為 替 差 益	61,879
助 成 金 収 入	434
そ の 他	6,150
當 業 外 費 用	100,616
支 払 利 息	39,577
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	47,933
支 払 手 数 料	43,775
支 払 割 引 料	8,035
そ の 他	665
當 業 外 損 失	139,988
経 常 損 失	104,958
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	243,462
償 却 債 権 取 立 益	18,980
特 別 損 失	262,442
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,386
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,670
関 係 会 社 債 権 放 棄 損	6,443
関 係 会 社 株 式 売 却 損	10,231
棚 卸 資 産 評 価 損	84,122
税 引 前 当 期 純 利 益	104,855
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	52,628
法 人 税 等 調 整 額	26,895
当 期 純 利 益	△35,287
	△8,391
	61,020

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
2022年4月1日期首残高	3,355,227	960,700	1,232,331	△1,056,416	△158,086	4,333,755	
事業年度中の変動額							
当期純利益				61,020		61,020	
土地再評価差額金の取崩				80,030		80,030	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	141,050	—	141,050	
2023年3月31日期末残高	3,355,227	960,700	1,232,331	△915,366	△158,086	4,474,806	

(単位：千円)

	評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	延滞評価差額金	土地評価差額金	評価・換算差額等合計		
2022年4月1日期首残高	8,777	16,594	185,741	211,112	14,530	4,559,399	
事業年度中の変動額							
当期純利益						61,020	
土地再評価差額金の取崩						80,030	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	12,149	△60,887	△80,030	△128,768	—	△128,768	
事業年度中の変動額合計	12,149	△60,887	△80,030	△128,768	—	12,282	
2023年3月31日期末残高	20,926	△44,293	105,710	82,344	14,530	4,571,681	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
子会社株式および関係会社出資金  
　　移動平均法による原価法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
　　移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引により生ずる債権および債務  
　　時価法
3. 棚卸資産の評価基準および評価方法  
製品・原材料  
　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
4. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産（リース資産を除く）  
　　主として定率法  
　　ただし、賃貸用建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
　　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
　　建物　　　　　　　2～50年  
　　機械装置及び運搬具　3～7年  
無形固定資産（リース資産を除く）  
　　自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
リース資産  
　　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
　　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 6. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、シャツ、カジュアル製品等の製造及び販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金す

ると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。なお、顧客が製品を返品する場合、当社は顧客から製品を回収する権利を有しており、返品されると見込まれる商品又は製品については、収益を認識せず、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識しております。また、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

主に商品の輸入取引に係る為替の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用することとしており、3年を超える長期契約は行わない方針であります。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して為替変動が相殺されていることを確認することにより、有効性の評価を行っております。

### (5) その他

為替予約取引の契約は業務部の依頼に基づき、財経部が取引の実行および管理を行っております。

## 8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### 1. 製品

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 3,658,358千円  
(2) 識別した項目に係る重要な見積りの内容に関する情報

棚卸資産は主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、取得原価と事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で切放し法に基づき評価していますが、営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するように、一定の回転期間を超える場合には規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。標準的ライフサイクルから導いた回転月数指標および滞留在庫の帳簿価額の切り下げ率は、製品の需要動向の見積りの影響を受けますが、需要動向は経営者がコントロール不能な外部環境要因によって大きく変動し、将来の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2, 626, 540千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	131, 240千円
関係会社に対する長期金銭債権	3, 259千円
関係会社に対する短期金銭債務	153, 133千円
3. 担保に供している資産および担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
定期預金	300, 000千円
建物	330, 345千円
土地	1, 442, 191千円
合計	2, 072, 536千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	1, 764, 228千円
1年内返済予定の長期借入金	142, 645千円
長期借入金	766, 501千円
合計	2, 673, 374千円
4. 保証債務	
銀行借入等に対する保証は次のとおりであります。	
タイ ヤマキ カンパニー リミテッド	606, 050千円
山喜ソーサイエイジング株式会社	100, 000千円
合計	706, 050千円
(注) 外貨建保証債務は、決算時の為替相場により円換算しております。	
5. 受取手形割引高	84, 803千円
6. 有形固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額を次のとおり取得価額から控除しております。	
建物	27, 237千円
構築物	2, 624千円
合計	29, 862千円
7. 再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて時点修正等合理的な調整を行って算出しております。	
再評価を行った年月日	2001年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△75, 794千円

## 8. 財務制限条項

当社の短期借入金及び長期借入金のうち、次に記載する短期借入金及び長期借入金については、以下の財務制限条項が付されており、当該事項に抵触しております。

当事業年度末において、(1)シンジケートローン契約については、当該財務制限条項への抵触に関して期限の利益の喪失を回避するため、全ての該当金融機関に対し期限の利益喪失請求を行わないことを要請し同意を得ております。

### 当事業年度

- (1) (長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)1,582,171千円のうち80,000千円のシンジケートローン契約
- ①連結の貸借対照表における純資産の部の金額が当該本・中間決算期の直前の決算期の末日または、2017年3月期の純資産の額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。
- ②連結の損益計算書における営業損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して営業損失とならないようにすること。
- ③連結の損益計算書における経常損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して経常損失とならないようにすること。
- ④単体の貸借対照表における純資産の部の金額が当該本・中間決算期の直前の決算期の末日または、2017年3月期の純資産の額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。
- ⑤単体の損益計算書における営業損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して営業損失とならないようにすること。
- ⑥単体の損益計算書における経常損益を2半期（各本決算期・中間決算期毎に1期として計算する）連続して経常損失とならないようにすること。
- ⑦本・中間決算期において、単体の貸借対照表における有利子負債の金額を65億円以下に維持すること。
- (2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)1,582,171千円のうち93,374千円のタームローン契約
- ①インタレストカバレッジレシオ（（営業利益+受取利息）/支払利息）が1以下。
- ②最終の決算期及びその前の決算期において、損益計算書における当期利益が赤字とならない（3期連続も同様）。
- ③貸借対照表において、債務超過にならない。
- ④取引銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合。

- (3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)1,582,171千円のうち  
160,000千円のタームローン契約
- ①2023年3月期以降の各事業年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないこと。
- ②2023年3月期以降の各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における棚卸資産回転期間を4.5ヶ月以下に維持すること。
- (4) 短期借入金2,918,996千円のうち200,000千円
- ①インタレストカバレッジレシオ ((営業利益+受取利息)/支払利息) が1以下。
- ②最終の決算期及びその前の決算期において、損益計算書における当期利益が赤字とならない(3期連続も同様)。
- ③貸借対照表において、債務超過にならない。
- ④取引銀行が取引条件の見直しを必要と認める客観的な事由が生じた場合。

#### 損益計算書に関する注記

##### 1. 関係会社との取引高

(1) 関係会社に対する売上高	95,040千円
(2) 関係会社からの仕入高	1,411,435千円
(3) 関係会社とのその他の営業費用取引高	479,378千円
(4) 関係会社との営業取引以外の取引高	40,251千円

##### 2. 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価(棚卸資産評価損)	54,033千円
---------------	----------

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

781千株

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	712, 889千円
貸倒引当金	106, 309千円
賞与引当金	3, 669千円
契約負債	31, 606千円
減価償却超過額	31, 194千円
棚卸資産評価損	104, 504千円
未払費用	5, 489千円
関係会社株式・出資金評価損	5, 767千円
その他	68, 857千円
繰延税金資産 小計	1, 070, 288千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△712, 889千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△357, 399千円
評価性引当額 小計	△1, 070, 288千円
繰延税金資産 合計	一千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△8, 386千円
繰延税金負債 合計	△8, 386千円
繰延税金資産（負債）の純額	△8, 386千円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	山喜ロジテック株式会社	100%	物流業務の委託 資金の貸付 社員の派遣 役員の派遣2名兼任2名	資金の貸付 注2 利息の受取	845,089 10,136	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	283,011 600,000
子会社	山喜ソーリング株式会社	100%	当社販売製品の製造 資金の貸付 原材料の支給 債務の保証 社員の派遣 役員の派遣2名兼任1名	資金の貸付 注2 利息の受取 事業譲渡 注9	135,942 2,030 180,260	関係会社 短期貸付金 —	131,666 —
子会社	タイヤマキカンパニーリミテッド	48.9% [51.1%]	当社販売製品の製造 資金の貸付 原材料の支給 債務の保証 社員の派遣 役員の派遣1名兼任1名	保証債務 注3 資金の貸付 注2 利息の受取	606,050 284,019 2,541	関係会社 長期貸付金 長期未収収益	280,803 3,259
子会社	ラオヤマキカンパニーリミテッド	100%	当社販売製品の製造 資金の貸付 原材料の支給 役員の派遣1名兼任2名	資金の貸付 注7 原材料の支給 注8	393,459 230,861	関係会社 長期貸付金 未収入金	383,689 105,772
子会社	上海山喜服装有限公司	100%	当社販売製品の製造 資金の貸付 原材料の支給 債務の保証 役員の派遣1名兼任2名	増資の引受 注10	141,153	—	—
子会社	盐城山喜服装有限公司	100% (100%)	当社販売製品の製造 原材料の支給 社員の派遣 役員の派遣1名兼任2名	償却債権取立益 注12	18,980	—	—

- (注) 1. 資金の貸付に係る取引金額は、期中平均残高を記載しております。  
 2. 資金の貸付に係る金利については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。  
 3. タイヤマキカンパニーリミテッドに対する保証債務は、取引金融機関からの借入等について、当社が保証したものであります。なお、保証料は受領しておりません。  
 4. 議決権の所有割合の〔外書〕は、緊密な者または同意している者の所有割合であります。  
 5. 議決権の所有割合の〔内書〕は、間接所有割合であります。  
 6. 子会社への貸付金等に対し、合計345,711千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、貸倒引当金繰入額47,933千円を計上しております。  
 7. 当該資金の貸付については、無利息としております。  
 8. 当該子会社との取引については、市場価格を勘案して決定しております。  
 9. 事業譲渡については、製造事業に係る取引であり、その対価については、将来見込収益を参考に両社協議のうえ決定しております。

10. 増資の引受については、貸付金224,000千円を現物出資（デット・エクイティ・スワップ）したものです。デット・エクイティ・スワップに伴い、当事業年度において貸付金224,000千円に対して計上していた貸倒引当金82,846千円を控除した141,153千円を関係会社株式に計上しております。そのため、取引金額はデット・エクイティ・スワップの対象となる債権に対する貸倒引当金控除後の金額であります。
11. 当事業年度において、上海山喜服装有限公司の全株式を譲渡したことに伴い、同社および同社の子会社である盐城山喜服装有限公司を連結の範囲から除外しております。議決権等の所有割合、関連当事者との関係、取引の内容及び取引金額については、当該除外直前の内容を記載しております。
12. 前事業年度において債務免除の際に計上した債権放棄損の一部を、当事業年度に受領したことに伴い、同金額を償却債権取立益として計上しております。

#### **1株当たり情報に関する注記**

1. 1株当たり純資産額	321円65銭
2. 1株当たり当期純利益	4円31銭
3. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	4円28銭

#### **重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

#### **連結配当規制適用会社に関する注記**

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

#### **企業結合等関係に関する注記**

##### **共通支配下の取引等**

連結注記表「企業結合等関係に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

山喜株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古田賢司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本伸吾  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山喜株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山喜株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を

含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国においてを表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

山喜株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古田賢司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本伸吾

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山喜株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく記載している。

しく示しているものと認めます

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

山喜株式会社	監査等委員会
監査等委員（常勤）	芦名達郎 印
監査等委員	溝端浩人 印
監査等委員	今枝史絵 印

(注) 監査等委員溝端浩人及び今枝史絵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。